

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 10 月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600019号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600163号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月21日
② 平成17年12月21日
③ 平成18年3月21日
④ 平成18年6月21日
⑤ 平成18年12月21日
⑥ 平成19年3月20日
⑦ 平成19年6月21日
⑧ 平成19年12月21日
⑨ 平成20年3月21日
⑩ 平成20年6月21日
⑪ 平成20年12月20日
⑫ 平成21年3月21日
⑬ 平成21年6月21日
⑭ 平成22年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑭までに係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録

に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が保管する請求期間①、②、④から⑫まで及び⑭に係る賞与明細書、A社から提出された請求期間③から⑭までに係る請求者の賞与明細書及び同社から提出された平成17年分から平成22年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿（ただし、平成18年分及び平成20年分を除く。）により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までの期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る標準賞与額については、請求者が保管する請求期間①、②、④から⑫まで及び⑭に係る賞与明細書、A社から提出された請求期間③及び⑬に係る請求者の賞与明細書、同社から提出された平成17年分、平成19年分及び平成21年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同僚が保管する請求期間③及び⑬に係る当該同僚の賞与明細書並びに同社の回答により確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄に掲げるそれぞれの標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間①から⑭までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の上記請求期間①から⑭までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成17年6月21日	13万8,000円
② 平成17年12月21日	13万6,000円
③ 平成18年3月21日	3万5,000円
④ 平成18年6月21日	14万2,000円
⑤ 平成18年12月21日	14万5,000円
⑥ 平成19年3月20日	3万6,000円
⑦ 平成19年6月21日	14万2,000円
⑧ 平成19年12月21日	14万5,000円
⑨ 平成20年3月21日	7万2,000円
⑩ 平成20年6月21日	14万8,000円
⑪ 平成20年12月20日	14万8,000円
⑫ 平成21年3月21日	3万7,000円
⑬ 平成21年6月21日	14万7,000円
⑭ 平成22年3月21日	1万5,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600020号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600164号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月21日
② 平成17年12月21日
③ 平成18年3月21日
④ 平成18年6月21日
⑤ 平成18年12月21日
⑥ 平成19年3月20日
⑦ 平成19年6月21日
⑧ 平成19年12月21日
⑨ 平成20年3月21日
⑩ 平成20年6月21日
⑪ 平成20年12月20日
⑫ 平成21年3月21日
⑬ 平成21年6月21日
⑭ 平成22年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑭までに係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録

に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が保管する請求期間⑨、⑩、⑪及び⑭に係る賞与明細書、A社から提出された請求期間③から⑭までに係る請求者の賞与明細書及び同社から提出された平成17年分から平成22年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿（ただし、平成18年分及び平成20年分を除く。）により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までの期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る標準賞与額については、請求者が保管する請求期間⑨、⑩、⑪及び⑭に係る賞与明細書、A社から提出された請求期間③から⑧まで、⑫及び⑬に係る請求者の賞与明細書、同社から提出された平成17年分、平成19年分及び平成21年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同僚が保管する請求期間①から⑧まで、⑫及び⑬に係る当該同僚の賞与明細書並びに同社の回答により確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄に掲げるそれぞれの標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間①から⑭までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の上記請求期間①から⑭までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成17年6月21日	13万8,000円
② 平成17年12月21日	13万5,000円
③ 平成18年3月21日	3万5,000円
④ 平成18年6月21日	14万2,000円
⑤ 平成18年12月21日	14万5,000円
⑥ 平成19年3月20日	3万6,000円
⑦ 平成19年6月21日	14万2,000円
⑧ 平成19年12月21日	14万5,000円
⑨ 平成20年3月21日	3万6,000円
⑩ 平成20年6月21日	14万4,000円
⑪ 平成20年12月20日	14万4,000円
⑫ 平成21年3月21日	3万6,000円
⑬ 平成21年6月21日	14万2,000円
⑭ 平成22年3月21日	1万4,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600378号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600161号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月25日は8万円、平成16年7月23日は10万円、同年12月10日は10万8,000円、平成17年7月25日は14万7,000円、同年12月9日は14万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月25日、平成16年7月23日、同年12月10日、平成17年7月25日及び同年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月25日、平成16年7月23日、同年12月10日、平成17年7月25日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 事業主から提出された請求者の賞与支払明細書により、請求者は、請求期間①、③、④、⑤及び⑥にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び③に係る標準賞与額については、各賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、請求期間①は8万円、請求期間③は10万円とすることが必要である。

一方、請求期間④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、各賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間④は10万8,000円、請求期間⑤は14万7,000円、請求期間⑥は14万3,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、賞与支払明細書の記載から、請求期間①は平成15年7月25日、請求期間③は平成16年7月23日、請求期間④は同年12月10日、請求期間⑤は平成17年7月25日、請求期間⑥は同年12月9日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出し、かつ、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、ほかにこれらを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、請求者の請求期間①、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を徴収する国の権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの賞与に関する届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②については、請求者は賞与支払明細書等を所持していない上、事業主は当該期間に係る賞与支払明細書等は保存していない旨回答しており、当該期間に係る請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600379号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600160号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月25日は10万円、平成16年7月23日は8万円、同年12月10日は7万8,000円、平成17年7月25日は7万8,000円、同年12月9日は7万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月25日、平成16年7月23日、同年12月10日、平成17年7月25日及び同年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月25日、平成16年7月23日、同年12月10日、平成17年7月25日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 事業主から提出された請求者の賞与支払明細書により、請求者は、請求期間①、③、④、⑤及び⑥にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び③に係る標準賞与額については、各賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、請求期間①は10万円、請求期間③は8万円とすることが必要である。

一方、請求期間④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、各賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間④は7万8,000円、請求期間⑤は7万8,000円、請求期間⑥は7万7,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、賞与支払明細書の記載から、請求期間①は平成15年7月25日、請求期間③は平成16年7月23日、請求期間④は同年12月10日、請求期間⑤は平成17年7月25日、請求期間⑥は同年12月9日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出し、かつ、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、請求者の請求期間①、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を徴収する国の権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの賞与に関する届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②については、請求者は賞与支払明細書等を所持していない上、事業主は当該期間に係る賞与支払明細書等は保存していない旨回答しており、当該期間に係る請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600205号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600162号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社又はA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年10月から昭和47年2月頃まで

年金記録を確認したところ、請求期間は、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。請求期間は、C県D市E地区のA社で、臨時のトラックの運転手として勤務していた。給与明細書は所持していないが、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録及び請求者がA社で一緒に勤務していた同僚として氏名を挙げた者を含む複数の同僚の回答から、請求者が勤務していたとするA社に係る厚生年金保険の適用事業所(請求対象事業所)は、「A社」又は「A社B支店」であると推認される。

また、上記複数の同僚の回答から、期間の特定はできないものの、請求者が請求期間頃にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社B支店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A社は、同社B支店も含め、請求期間当時の資料を保管していないことから、請求者の勤務実態、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出の有無及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明である旨回答している。

また、上記複数の同僚からは、請求者のA社における勤務実態、厚生年金保険料の控除等について詳細な内容の回答を得られないほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録を確認できる複数の者に照会を行ったものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の請求期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、請求者は、A社において、1年のうち農繁期である5月及び9月に、年によって異なるが、数日から1か月の間欠勤する勤務形態の臨時の従業員であった旨陳述しているところ、

同社の社会保険事務担当者及び請求期間頃に同社において人事、給与事務、社会保険事務等の業務に携わっていたとする複数の者は、請求期間当時、同社には正社員とは異なる勤務形態及び雇用形態の従業員がいたことを記憶している旨陳述しており、このうちの二人は、正社員と異なる勤務形態や雇用形態の従業員は、雇用保険には加入していたが厚生年金保険には加入していなかったと思う旨陳述している。

なお、請求者は、請求期間当時の健康保険証について、A社からではなくF村（現在は、G市）から交付された旨陳述しているところ、請求者は、請求期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、農業者年金制度が開始された時期（昭和46年1月）からは農業者年金に加入しているほか、昭和46年11月3日から請求期間より後の昭和47年3月14日までは、A社とは別の事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できる。

このほか、請求者の請求期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。